

# 滋賀県過疎地域持続的発展計画(案)【概要版】

※現行計画からの変更点および追記事項を赤字下線で記載。

## 1 基本的な事項

県過疎地域持続的発展計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第7条の規定により策定した県過疎地域持続的発展方針(令和7年8月策定)に基づき、本県の過疎地域を有する市町に協力して、県が講じようとする措置について、同法第9条の規定により定めるもの。

本県の過疎地域の厳しい実情を踏まえるとともに、過疎地域の資源を最大限生かし、過疎地域を有する市町の考え方に沿って、当該市町の取組を支援し、過疎地域の持続的発展を図る。

県北部地域(長浜市・高島市・米原市)において進める地域づくりや人材育成の取組成果、ノウハウを過疎地域の持続的発展につなげる。

当該市町との連携をさらに強化するとともに、地域住民やNPO、民間企業、大学・高校など多様な主体と協働し、諸施策を実施する。

ハード事業に加えて、地域の実情に合ったソフト対策も併せて講じることにより、過疎地域の持続的発展に向け取組を推進する。

- (1) 計画期間  
5年間(令和8年度から令和12年度まで)

- (2) 過疎地域の持続的発展に関する目標  
過疎地域を有する長浜市、高島市、東近江市および甲良町が市町の過疎地域持続的発展計画で定めている人口に関する目標を、本計画の目標とする。

【長浜市】	105,147人以上	【高島市】	42,000人以上
【東近江市】	107,736人以上	【甲良町】	5,800人以上

- (3) 計画の達成状況の評価  
毎年度、計画記載事業等について実績を調査し、市町計画の達成状況に関する評価結果とあわせて確認することにより、過疎地域の現状を把握する。その上で、本計画が過疎地域の持続可能な地域社会の形成や地域活力の向上等に貢献できているかを評価する。

- (4) 令和3年度～7年度計画に係る評価について  
県計画および各市町計画に基づき、農業の振興、県道等の基盤整備やへき地医療への支援等、過疎地域の生活環境の維持向上や産業の活性化等の事業を推進した。また、新たな担い手の確保や地域間交流の取組として、移住の促進や関係人口の創出により、過疎地域の振興に寄与した。

加えて、各市町や各地域が抱える課題等について県として把握するとともに、市町相互間の連絡調整ならびに市町が過疎地域の持続的発展のために取り組む事業に対する支援に努めた。

一方で、本県の過疎地域における人口減少は依然として進行しており、各地域において担い手不足は共通した課題となっていることから、市町と連携し、引き続き過疎地域の持続的発展に向けた事業推進が必要である。

## 2 過疎地域における移住および定住ならびに地域間交流の促進に関する事項

- ・おしごと旅による関係人口創出事業
- ・企業研修誘致コーディネーター業務
- ・滋賀移住促進情報発信事業(移住者交流会)

## 3 過疎地域における農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業振興および観光の開発に関する事項

- (1) 農業の振興
- ・新規就農者確保事業
  - ・中山間地農業ルネッサンス推進事業
  - ・世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策事業
- (2) 林業の振興
- ・林道事業
  - ・農地漁場水源確保森林整備事業
- (3) 水産業の振興
- ・河川漁業振興対策事業
  - ・漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業
  - ・川の魅力まるごと体感事業
- (4) 商工業、情報通信産業等の振興
- ・発酵産業魅力発信事業
  - ・中小企業成長展開支援事業
  - ・産業用地開発事業
- (5) 観光の開発
- ・観光産業活性化事業
  - ・ピワイチ観光推進事業

## 4 過疎地域における情報化に関する事項

- ・しらしが(しらせる滋賀情報サービス)の運用

## 5 過疎地域とその他の地域および過疎地域内を連絡する交通施設の整備および住民の日常的な移動のための交通手段の確保に関する事項

- ・林道、県道、国道整備事業
- ・鉄軌道関連施設整備費補助金
- ・バス・タクシー生産性向上・運転士確保支援事業

## 6 過疎地域における生活環境の整備に関する事項

- ・防犯カメラ設置促進事業
- ・下水道広域化推進総合事業

## 7 過疎地域における子育て環境の確保ならびに高齢者等の保健および福祉の向上ならびに増進に関する事項

- ・老人クラブ活動費補助金
- ・生活支援基盤整備推進事業
- ・地域子育て支援事業
- ・就学前教育・保育施設整備事業

## 8 過疎地域における医療の確保に関する事項

- ・へき地医療支援機構委託(法第20条の規定に基づくもの)
- ・国民健康保険特別調整交付金(へき地診療所運営費交付分)

## 9 過疎地域における教育の振興に関する事項

- ・クラブアドバイザー配置事業
- ・「北の近江振興」高校魅力化推進プロジェクト事業

## 10 過疎地域における集落の整備に関する事項

- ・自治振興交付金(山村辺地等活性化事業・地域救急対応力向上促進事業)

## 11 過疎地域における地域文化の振興等に関する事項

- ・北の近江アーティスト・イン・レジデンス事業
- ・指定文化財保存修理等補助金

## 12 過疎地域における再生可能エネルギーの利用の推進に関する事項

- ・スマート・ライフスタイル普及促進事業
- ・省エネ・再エネ等推進加速化事業

## 13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

- ・県税の課税免除
- ・自治振興交付金提案事業

## 14 過疎地域の市町の区域を超える広域的な施策、過疎地域市町相互間の連絡調整、人的および技術的援助その他必要な援助

計画の実施にあたっては、社会経済情勢の変化を踏まえ、全県的な見地から、過疎地域の市町の区域を超える広域的な施策を講じるとともに、関係市町間の連絡調整ならびに市町が過疎地域の持続的発展のために取り組む事業に対する人的および技術的援助その他必要な援助を行うよう努める。